

令和 6 年度

工作物石綿事前調査者講習

修了考查（筆記試験問題）の例

合格基準：満点の 6 割以上の正答とする

工作物石綿事前調査者講習実施機関

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

第1講座 工作物石綿事前調査に関する基礎知識

問1 「石綿の使用」に関する①～④の記述のうち**不適切な**ものはどれか。

- ① 2006（平成18）年の安衛令の改正・施行により、代替品が得られないごく一部の製品を除き、石綿含有率0.1重量%を超える製品等の製造が禁止された。
- ② 2012（平成24）年には石綿及び石綿を含有する製品の製造等が全面的に禁止された。
- ③ 禁止前から継続使用されている石綿含有製品については禁止されておらず、現在の私たちの生活環境では、相当量の石綿含有製品が現在も使用され続けている。
- ④ 石綿含有製品の中には使用開始後かなりの年数を経ているものも多いが、機械的衝撃を与えない限り、劣化による飛散・ばく露などの危険性はない。

問2 「工作物石綿事前調査」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 石綿障害予防規則と大気汚染防止法の一部改正により、事前調査のうち、工作物に係るものについては、2026（令和8）年1月より、工作物石綿事前調査者が行うことが義務化された。
- ② 工作物は、事前調査結果の報告対象の工作物（特定工作物）17種類と報告対象以外の工作物に分類される。
- ③ 「書面調査」と、「目視調査」を実施した後に、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、石綿含有とみなす場合を除き、「分析調査」などによる判断根拠が必要となる。
- ④ 「書面調査」と「目視調査」の結果に差異があった場合は「書面調査結果」を優先し、工作物石綿事前調査報告書を作成して発注者に提出する。

問3 「石綿の定義と用途」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 労働安全衛生法施行令では、石綿等を「石綿もしくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」と定義している。
- ② 石綿は熱や圧力を受けて変成した鉱物であり、構造的に水を包含していて、角閃石群はクリソタイル1種で、それ以外の5種類は蛇紋石群である。
- ③ 「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、およびトレモライトと定義しており、これら6種類の鉱物の総称として石綿（アスベスト）と呼んでいる。
- ④ 2008（平成20）年2月6日の厚生労働省労働基準局長通知（基安化発第0206003号）において、工作物における調査は6種類すべての石綿の分析を徹底するよう示している。

問4 「石綿の物性と用途」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 石綿は微細繊維の集合体であり、紡織性のある繊維構造の特性がある。
- ② 工作物全般に石綿が有する耐熱性、耐圧性、耐薬品性などの特性を生かして、配管内などのガスケット・パッキンといったシール材にも多く用いられている。
- ③ 耐薬品性に対しては、全石綿6種類が耐酸性、耐アルカリ性を有している。
- ④ 通常条件下では半永久的に分解・変質しない等の安定性及び環境蓄積性を有している。

問5「石綿関連疾患」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 中皮腫発生率の8割程度は、石綿に起因するといわれている。
- ② 中皮腫は石綿の種類によっても発生率に差があり、クロシドライト（青石綿）の危険性が最も高く、アモサイト（茶石綿）がこれに次ぎ、クリソタイル（白石綿）の順となっている。
- ③ 石綿ばく露と喫煙が「肺がん死亡」の相対危険比に及ぼす影響については、石綿ばく露がある場合は非喫煙者、喫煙者共に約5倍の死亡発生が見られる。
- ④ 胸膜プラークは、石綿ばく露に特異的とされていて過去の石綿ばく露の指標として重要である。

問6「石綿ばく露のリスク」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 石綿ばく露による被害は、直接石綿を業務で取り扱う労働者がほとんどであるため厚生労働省、国土交通省、環境省の3省がそれぞれの立場で規制しているが、改修、解体工事により飛散事故を起こした場合などの周辺住民への被害については考慮されていない。
- ② 「ばく露＝ばく露濃度×ばく露時間」の関係から作業環境中の石綿濃度とばく露期間（年）から石綿のリスクを知ることができる。
- ③ 露出状態で吹付け石綿が使用されている建築物では接触によるエネルギーで石綿の飛散が発生する天井面にボールや棒を当てる場合と、ほうきでこする場合では、ほうきでこする場合100倍以上石綿繊維濃度が高い報告がされている。
- ④ 自然落下などによる室内への石綿飛散に比べ、吹付け石綿への接触や飛散した石綿繊維が堆積した床の清掃時などにおいては著しく石綿濃度が高くなる。

問7「石綿除去工事での工作物石綿事前調査者の役割」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 元請業者又は自主施工者に対して、請負金額が100万円（税込）以上の工作物の解体・改修工事について、石綿含有建材が有る場合に限り、調査結果の労働基準監督署長への報告が義務付けられた。
- ② 解体等工事を行う建築物等に石綿吹付け材（レベル1）等及び石綿含有保温材（レベル2）等が使用されていることが判明した場合、発注者又は自主施工者は、作業開始の14日前までに安衛法・石綿則及び大防法に基づく作業実施等の届出が必要である。
- ③ 事前調査結果の記録は、作業終了後も調査が的確であったか検証できるよう、大防法では解体工事が終了した日から3年間、石綿則ではすべての事前調査が終了した日から3年間の保存が必要である。
- ④ 調査者は作業実施等の届出のためにレベル1資材、レベル2資材を他の資材と正確に見分けることが必要であり、除去作業開始の14日以前に発注者への報告が必要である。

問8「リスクコミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 本当は含まれていない石綿が工作物に使われていると判断すれば、不必要な不安感と解体・改修工事及び維持管理に対する支出が発生する。逆に見落としがあれば、解体・改修工事による飛散事故の原因となり、作業員等の健康障害を引き起こす恐れがある。
- ② 建物の維持管理や改修・解体工事の直接的な関係者以外も含むステークホルダー（関係者）が石綿繊維の飛散に起因する健康障害を起こすリスク対策に関与する「リスクコミュニケーション」という問題解決のための手法が、環境省からガイドラインとして示されている。
- ③ リスクコミュニケーションの関係者とは、「発注者または自主施工者」「周辺住民」「地方公共団体等関係機関」の3グループであり、相互に情報交換して意思疎通を図ることが求められる。
- ④ 工作物の調査結果は、発注者に対する信用を得ることが最も大切であり、報告内容については利害関係を考慮しながら正確を期し、実施すべきである。

第2講座 石綿使用に係る工作物図面調査

問9「建築基準法の防火規制」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 建築基準法の防火規制は、主要構造部の制限、防火区画の設置、内装材料の制限、建物の屋根、外壁等に対する制限など、火災による建築物の倒壊や延焼を防止するための規制である。
- ② 建築基準法では、耐火建築物の主要構造を耐火構造とすることを義務付けており、これは通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要な構造である。
- ③ 主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根、または階段と基礎を含めた部分をいう。
- ④ 建築物の用途、規模、地域に応じて、主要構造部を耐火構造や準耐火構造とすることが義務付けられている。

問10「耐火建築物等」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 耐火建築物は、通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要な構造とし、耐火性能は1～3時間の加熱に対する非損傷性、遮熱性、遮炎性が確保されていることが必要である。
- ② 準耐火建築物は、通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造とし、準耐火性能は加熱開始後45～60分間の加熱中の非損傷性、遮熱性、遮炎性が確保されていることが必要である。
- ③ 要求される耐火性能は、最上階から数えた階数によって異なり、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び着火しない性能をいう。
- ④ 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示す。

問11「耐火建築物等」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 鉄骨造は鋼を用いた構造で粘り強いため、高層建築や大型建築に適している。しかし火災が発生すると熱により簡単に強度を失う欠点があるため主要構造部の柱、はりに石綿による耐火被覆が施工された。
- ② 建築用一般鋼は、火熱により耐力変化が生じ、約500℃で耐力が1/5以下に低下する。
- ③ 石綿を含有する耐火被覆材には、吹付けによる耐火被覆と耐火被覆板があり、またそれらの併用もある。
- ④ 鉄筋コンクリート造はコンクリートのかぶり厚さを調整することにより耐火構造とすることができる。

問12「防火区画の種類」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 面積区画は、一定面積ごとに壁または床で防火区画し、火災による建築物や人的被害を制御するため、水平方向への燃え広がりを防止する。
- ② 縦穴区画は、階段や吹き抜け、エレベーターシャフトやパイプシャフトのような縦方向に抜けた部分の煙突効果によって有害な煙や火災の熱を容易に上階に伝えてしまうのを防止するもので、5層以上の縦穴からは、縦穴区画が必要となる。
- ③ 防火区画には、その形成部分に耐火構造などが求められるほか、構造上発生する隙間や、配管等の貫通に伴い発生する隙間を不燃材料で埋めることも求められ、吹付け石綿やけい酸カルシウム板第2種などが使用された。
- ④ 異種用途区画とは、同じ建物の中に異なる用途が存在し、それぞれ営業時間など管理形態の異なる場合、発生した火災に気づきにくく避難がより困難になることが想定されるため、用途や管理形態の異なる部分を区画するものである。

問 1 3 「防火区画の措置」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 建築設備の給水管やケーブルなどが防火区画を貫通する場合は、防火区画の壁や床に開口部を開けておき、配管やケーブルを通した後、周囲をウレタンシーリング材等で埋めなければならない。
- ② グリーストラップや排水枥を床に開口部をあけて設置する場合は、グリーストラップや排水枥に耐火被覆し、耐火構造などとしなければならない。
- ③ 面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み 90 cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ④ カーテンウォールと床スラブの取り付け部分にできる隙間にも、区画の配慮が必要であり、この隙間を不燃材料で塞ぐことを層間塞ぎという。

問 1 4 「2000（平成 12）年の建築基準法施行令の改正における防火材料等の要求性能」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 不燃材料、準不燃材料、難燃材料についてはいずれも、（一般用）（外部仕上用）に分類された。
- ② 不燃材料の加熱要求性能時間は 15 分間である。
- ③ 準不燃材料の加熱要求性能時間は 10 分間である。
- ④ 難燃材料の加熱要求性能時間は 5 分間である。

問 1 5 「延焼のおそれのある部分」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 道路中心線より 1 階にあつては 4m 以内の距離にある建築の部分进行う。
- ② 道路中心線より 2 階にあつては 5m 以内の距離にある建築の部分进行う。
- ③ 隣地境界線より 2 階にあつては 5m 以内の距離にある建築の部分进行う。
- ④ 隣地境界線より 1 階にあつては 3m 以内の距離にある建築の部分进行う。

問 1 6 「吸音を目的とした石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 機械室や電気室など騒音を発生する個所では、壁・天井などに吹付け石綿が施工された。
- ② 音響性能が要求されるホールや会議室・音楽教室などには、石綿含有バーミキュライトや吹付け石綿が使用されることがあった。
- ③ 建築物の用途や使用状況に応じ、吸音特性の異なる有孔板と吹付け石綿を組み合わせ使用された例がある。
- ④ 設計図書の石綿含有建材記載箇所は、仕上表、矩計図（断面詳細図）、R C 構造図にある。

問 1 7 「断熱・結露防止を目的とした石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 外気に面する屋上や南側の外壁等には、特に吹付け石綿が多用された。
- ② 床スラブ（デッキプレート）裏面に石綿含有ロックウールが吹付けられている。
- ③ 倉庫の折板屋根の内側に屋根用折板石綿断熱材が貼られている。
- ④ ピロティの天井スラブ下や軒先などに吹付け石綿が使用される。

問 1 8 「石綿含有建材の断熱（排ガス）、保温、調湿、意匠（見た目）の目的」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 機械室のヘッダー・ポンプなどの機器、プラントや建築物の設備配管には、保温、断熱、結露・凍結防止の目的で、石綿含有保温材が配管や配管付属品廻りで多く使用されている。
- ② コンクリートで囲われた煙突は、ボイラー等の排ガスによるコンクリートへの悪影響を防止する目的で、内側を石綿含有煙突断熱材でライニングしている。
- ③ 銀行の金庫や書類保管庫などの紙を保管する部屋の壁や天井に、湿度調節の目的でけい酸カルシウム板第 2 種が使用されている場合がある。
- ④ 建物の内装仕上材料として、意匠（見た目）と吸音を兼ねて石綿含有吹付けバーミキュライトや石綿含有吹付けパーライトが使用された。

問 1 9 「建築設備と防火材料」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① ケーブルが防火区画を貫通する部分は隙間を不燃材料で埋める必要があり、けい酸カルシウム板第 2 種や耐熱シール材を使用することが多い。
- ② 給排水設備では、耐火性能が必要な排水管に耐火二層管や、耐久性が必要なパッキンやガスケット、地中埋設給水管等に石綿含有建材が使用された。
- ③ ボイラー本体の保温材や冷温水ヘッダー、配管エルボの保温材のほか、ボイラー室の壁や天井の仕上げ材として吹付け石綿が使われた。
- ④ 鉄骨造の耐火被覆は、エレベーターシャフト（昇降路）にも施工されており、水平区画の隙間を不燃材料で塞ぐ処理が行われている。

問 2 0 「工作物に使用されている石綿含有資材」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 保温材には板状、筒状、及び布団状の成型保温材と現場で混練りし、充填やコテ塗して使用する水練り保温材がある。
- ② シール材（ガスケット・パッキン）については、2006（平成 18）年の石綿含有製品の製造・使用等の原則禁止以降も、一部の品目については代替品がないため、しばらく猶予措置が取られていたが、2010（平成 22）年に全面的禁止となった。
- ③ 保温材は主成分により、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、けい酸カルシウム保温材、水練り保温材の 5 種類がある。
- ④ 耐火被覆材には、鉄骨に張り付けて使用する耐火材、けい酸カルシウム板第 2 種、キャストブル耐火物がある。

問 2 1 「石綿含有吹付け材（レベル 1）使用目的と工法」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 石綿含有吹付け材（レベル 1）の使用目的は、「耐火」と「断熱・結露防止」の 2 つであり、吹付けパーライトを除いて「吸音」に関しては、その使用目的とされていない。
- ② 耐火を目的とした吹付け工法には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付け）がある。
- ③ 石綿含有吹付け材（レベル 1）の工法には乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付け、ガン吹付け、電着工法がある。
- ④ 石綿含有吹付けバーミキュライトや吹付けパーライトの主な使用目的は断熱・結露防止と吸音である。

問 2 2 「石綿含有耐火被覆材・保温材・断熱材（レベル 2）」に関する①～④の記述のうち、レベル 2 に**該当しない**ものはどれか。

- ① 石綿耐火被覆版
- ② けい酸カルシウム板第 2 種
- ③ 屋根用折板石綿断熱材
- ④ 押出成形品

問 2 3 「レベル 3 の石綿含有資材」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 2024（令和 6）年 1 月現在の「建材データベース」によるとレベル 3 の製品数は全体の 95%を占める。
- ② ガasket・パッキンは、フランジ部など密閉された内部に設置されているため、外観調査のみとする。
- ③ 石綿発泡体は軽量で弾力があり、柔軟性、低発じん性、不燃性、耐熱性、断熱性、吸音性、耐振性、撥水性、加工・施工性が高く、クリソタイルが使用され石綿の含有率は 70～90%と高い。
- ④ たわみ接手は、伸縮性のある布状のもので、ダクトの間などをつなぐ接続管の役目を果たし、断熱や保温の目的で、過去には石綿布が使われた。

問 2 4 工作物の石綿含有資材調査の「書面調査」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 工作物の石綿含有資材調査として、解体・改修前の事前調査は法的な義務となっている。
- ② 設計図書等の書面調査と、目視による調査を行う。
- ③ 書面調査の結果を以て調査を終了せず、現地調査を行わなければならない。
- ④ 電動工具を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、解体工事に該当しないことから、事前調査を行う必要がない。

問 2 5 「工作物の石綿含有資材を調査する上でのポイント」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 工作物の石綿含有資材を調査する上で、ガasket・パッキンは必ず着目すべき資材である。
- ② ガasket・パッキンは、フランジなどを開放した場合、復旧に際してはそのまま現況のガasket・パッキンを用いる。
- ③ 各種の炉など高温となる箇所には、保温材料等が施工されており、それらには石綿が含有していた可能性がある。
- ④ ケーブル貫通部の防火措置材として、開口部を塞ぐために使用される耐火仕切板と耐熱シール材に、石綿が含有されていた可能性がある。

問 2 6 「電気設備」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 電気設備においては、主に、防音、断熱、耐火、絶縁、気密のために石綿が使用されてきた。
- ② 電柱は特定工作物ではなく、その他の工作物となるので事前調査は不要である。
- ③ 吹付石綿は変電設備等の変圧器防音材等として使用されている。
- ④ 石綿を含む防音材は、変電設備や水力発電設備等の変圧器室壁面等の防音材として使用されている。

問 2 7 「過去の分析調査の結果を参照して石綿含有なしと判断する場合」に必要な事項について①～④のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 分析対象の石綿の種類が 3 種類であること。
- ② 石綿有無の判定基準が含有率 0.1% であること。
- ③ 同一資材の裏面情報や採取した資料の結果により、同一資材の範囲の判断が適切であること。
- ④ 具体的な調査範囲について明確になっていること。

第 3 講座 現地（目視）調査の実際と留意点

問 2 8 「調査計画と事前調査」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 設計図書の書面は石綿含有資材の使用状況の情報を網羅し、また、必ずしも工作物の現状を表したものではないと認識すべきである。
- ② 書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿の使用状況を網羅的に把握するためには、現地で目視調査（現地調査）を行うことが必要である。
- ③ 書面調査は、あくまで下調べにすぎず、書面調査と現地調査の間に相違があれば、現地調査の結果を優先する。
- ④ 石綿則と大防法でいう「目視により確認する方法」とは、現地で単に外観を目で見て石綿含有の有無を判断することとされている。

問 2 9 「調査時の服装と装備」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えるという点と、粉じんばく露から自己防衛するという 2 点である。
- ② 高所作業の場合には、安全靴・墜落制止用器具の着用は必須である。
- ③ 呼吸用保護具は点検し、密着性の確認を行い正しく使用する。
- ④ 夏季におけるボイラー室など、高温となる場所での作業の場合、熱中症を予防するため、作業着は半袖またはファン付き作業服のファンを回して作業着内の温度が上がらないようにしながら調査を行う。

問 3 0 「脚立作業の転落・墜落防止対策」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 脚立作業で使用する脚立は、脚と水平面との角度を 80 度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える。
- ② 2 人で作業し、1 人は脚立を支える。脚立に上る作業者は、登る前に声を掛ける。
- ③ 脚立の天板には乗らない。
- ④ 脚立上で両手を使う作業を避ける工夫をする。

問 3 1 「工作物内部の目視調査」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 工作物の事前調査は、解体・改修等を行う全ての資材が対象であるが、外観から直接確認できない部分については、その対象から外すことができる。
- ② 工作物や機器には製造銘板や工事銘板等、及び改修銘板が貼付けられており、重要な情報となる。
- ③ 書面調査を経ても、石綿含有の有無が明らかにならなかったガスケット・パッキンは、長期間使用していると考えられ、交換や配管改修・定期修理の記録も確認できないものは、石綿含有資材の可能性はある。
- ④ 石綿が使用されたシール材には、クリソタイルとクロシドライトが主に使われており、その含有率は 50% から 90% 程度にもなるため、フランジ等の開放には状況判断が重要である。

問 3 2 「石綿含有資材の試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 吹付け材の試料採取は、該当する同種の施工範囲を 3 分割し、それぞれから 1 個ずつ採取する。
- ② 吹付け材が複数層となっている場合があるため、下地面躯体まで貫通させて全ての層を採取する。
- ③ 吹付けバーミキュライトや吹付けパーライトのように薄く施工されている建材は、ノミ等で躯体面まで剥ぎ取る。
- ④ H 鋼造の梁等の吹付け耐火被覆材の試料採取に際しては、H 鋼梁下部材（フランジ）の小端から採取する。

問 3 3 「クロスコンタミネーション（試料間の汚染）の防止対策」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 作業用の厚手の手袋の上に薄いゴム手袋をして、試料採取ごとに手袋を交換しないようにする。
- ② カッターは試料ごとに刃を変える。
- ③ ペンチなどの凹凸部分の隙間までウェットティッシュ等で十分にふき取りを行う。
- ④ 工具は、使用後に入念に水洗いするか、超音波洗浄する。

第4講座 工作物石綿事前調査報告書の作成

問34「工作物石綿事前調査報告書の記載事項の内容」に関する①～④の記述のうち、不備となるものはどれか。

- ① 工事の発注者等：
解体工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 事前調査を実施した年月日：
書面調査及び目視調査、必要に応じて分析調査を実施した開始から終了までの年月日
- ③ 工事の着工日等：
解体工事を行う工作物の解体の工事に着手した年月日
- ④ 調査結果と判断根拠：
(ア) 目視調査結果 (イ) 石綿含有の有無の判断 (分析調査結果)

問35「工作物石綿事前調査結果等の報告」に関する①～④の記述のうち、**不適切な**ものはどれか。

- ① 解体等工事の元請業者等や事業者は、事前調査結果等を都道府県知事及び労働基準監督署長あてに、速やかに報告することが義務付けられている。
- ② 事前調査結果報告の対象は工作物にあっては、請負金額100万円以上の特定工作物である。
- ③ 一定規模以上の特定工作物の解体・改修工事の報告は原則として国が整備する電子システムを通じて行う。
- ④ 報告に係る法令の根拠は、労働安全衛生法に規定する都道府県知事への報告と、建設業法に規定する労働基準監督署長への報告である。